大阪市淀川区木川東四丁目11番3号 (本社事務所) 東京都品川区南大井五丁目17番9号

# 黒田電気株式会社

取締役兼代表執行役社長 細川 浩一

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年6月28日 (火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

57頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに賛否をご入力ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市淀川区木川東四丁目11番3号 当社本店5階会議室
- 3. 会議の目的事項 報告事項
- 1. 第81期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結 果報告の件
- 2. 第81期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 補欠社外取締役1名選任の件

## 4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱い

各議案について賛否の表示の無い議決権行使書用紙が提出された場合は、議案について「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

当社定款の定めにより、代理人は当社の議決権を有する株主様のみとさせていただいております。

代理人により議決権を行使される場合は、

- ① 代理権を証する書面(委任状)
- ② 株主様の議決権行使書用紙その他の株主様本人を確認できる資料以上2点のご提出が必要となります。
- (3) 議決権の不統一行使

議決権を不統一行使される場合には、定時株主総会の日の3日前までに議決権の不統一 行使を行う旨とその理由を当社までご通知くださいますようお願い申しあげます。

以上

#### お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、当日ご出席の際は、紙資源節約のため、本通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

本通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://www.kuroda-electric. co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 取締役7名選任の件

当社の「取締役会の構成・社外役員選任についての方針と基準」は、平成27年12月18日に制定し、当社ホームページに開示しておりますが、この方針のもと、当社は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者によって、専門分野その他の多様性をもってバランスよく取締役会が構成されるよう、指名委員会において候補者を選出することとしております。

特に、社外取締役候補者については、その資質として、企業経営、コーポレート・ガバナンス、企業財務・会計や法律・法制度に精通し、かつ、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、併せて当社の定める独立性判断基準を満たし、当社の経営における重要な事項への提言や経営の監督など、社外取締役としての職務を適切に遂行することができる候補者を指名委員会において選出することとしております。

現在の取締役6名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、以下のとおり、CEO(最高経営責任者)、COO(最高執行責任者)を各々兼務する候補者、業務執行にあたらない社内出身の候補者、財務・企業会計に相当程度の知見を有する公認会計士・税理士資格を有する候補者、当社の重点事業分野において企業人として豊富な実務経験と知識を有する候補者、企業法務分野に精通した弁護士資格を有する候補者及び企業の監査業務などコーポレート・ガバナンスに関する実務経験を有する候補者の7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、社外取締役候補者4名は、いずれも当社が定める社外取締役候補者の独立性判断基準を 満たし、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしています。

## 選任後の各委員会の構成及び取締役の独立性

地 位	氏 4	各	指名委員	報酬委員	監査委員	社外取締役 独立役員
取 締 役 代表執行役会長	金子	孝	0			
取締役 代表執行役社長	細川氵	告 —		0		
取 締 役	黒田(	言行			$\circ$	
取 締 役	常山非	郎 雄	0	0	$\circ$	0
取 締 役	岡田	重 俊	0	0	0	0
取 締 役	山下	淳	0	0	0	0
取 締 役	篠	秀 一			0	0

候補者番号

再任

金子

孝

昭和22年6月7日生 所有する当社株式数:27.048株

#### 取締役候補者とした理由:

金子 孝 氏は、当社の取締役会議長として取締役 会を適正に運営し、経営の重要事項の決定及び経営 の監督において適切な役割を果たしており、また、 代表執行役CEOを兼務する取締役として、先の中期 経営計画(平成23年11月発表)に掲げた連結売上高 2,800億円を2期前倒しで実現した実績を有しており ます。中期経営計画の達成にむけ、更に強固な経営 基盤の構築が必要とされるなか、これまでの経営者 としての長年の経験と実績を踏まえ、事業全般に精 通した経営監督機能において更に貢献できるものと 判断したため、候補者といたしました。

取締役在任年数:17年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年3月 当社入社 平成11年6月 当社取締役

当社常務取締役 平成13年 4 月

黒田テクノ株式会社代表取締役社長 平成15年 4 月 平成16年 4 月 当社取締役常務執行役員管理本部

法務・知的財産/総務部担当

平成17年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長

平成18年 4 月 当社取締役専務執行役員

平成18年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役社長

平成26年4月 当社取締役兼代表執行役会長(現任)

ほそ かわ

## 候補者番号

再任

こう いち 浩

昭和32年5月5日生 所有する当社株式数:13.605株

## 取締役候補者とした理由:

細川 浩一 氏は、海外における実務経験をもとに 当社ビジネスに精通していることから、多くの海外 ビジネスのみならず、当社グループ内での事業全般 においてリーダーシップを発揮し、実績を上げてま いりました。代表執行役COOを兼務する取締役とし て、ビジネス環境変化の激しいなか、こうした豊富 な経験と実績を基盤とし、中期経営計画の実現に向 けてこれまで以上に中核的な役割を果たし、グルー プにおける事業運営に必要とされる、グローバルな 視点での経営監督の機能の向上にさらに寄与するこ とができると判断したため、候補者といたしました。 取締役在任年数: 2年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

当社入社 昭和56年4月

平成19年6月 当社執行役第五営業本部副本部長

平成21年10月 当社執行役中国・アジア担当

平成22年4月 当社執行役海外事業本部長 兼グローバル戦略室長

当社執行役経営企画室長 平成23年4月

兼グローバル戦略室長

平成24年 4 月 当社執行役常務海外統括

兼グローバル戦略室長

平成 26年 4 月 当社代表執行役社長

平成 26年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長(現任)

候補者番号 3

再任

#### くろ だ 黒田 信行

昭和25年 1 月13日生 所有する当社株式数:21.691株

#### 取締役候補者とした理由:

黒田 信行 氏は、これまで社内において、取締役の ほか、執行役専務、管理本部長、管理統括を歴任し、 管理部門及び営業部門でも実務経験を有しており、 当社グループにおける内部管理に精通し、その経験 と知見を基礎として重要な役割を果たしております。 中期経営計画の進展に基づき、当社の更なる事業拡 大が見込まれる中で、多角化・多様化していく当社

事業グループにおいて、取締役会が、社内各分野に 精通した業務管理・経営監督の機能を有する必要が あると判断したため、候補者といたしました。

取締役在任年数:10年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

当社入社 昭和 47年 4月

平成 15年 4 月 当社執行役員管理本部総務担当

平成 18年 4 月 当社執行役員物流本部長

平成 18年 6 月 当社取締役兼執行役物流本部長 兼管理本部副本部長

平成 19年 4 月 当社取締役兼執行役管理本部長

平成 19年 6 月 当社取締役兼執行役常務管理本部長

平成 21年 4 月 当社取締役兼執行役常務管理統括

平成 21年 6 月 当社取締役兼執行役専務管理統括

平成 26年 4 月 当社取締役 (現任)

## 候補者番号 4

再任 社外 独立

#### つね やま くに お 常山 邦雄

昭和22年11月5日生 所有する当社株式数:0株

#### 社外取締役候補者とした理由:

常山 邦雄 氏は、公認会計士・税理士として企業 会計に関する造詣が深く、また投資法人の監督委員 としての経験など、幅広い知識と経験を持ち、今後、 中期経営計画の進展に伴い、当社の更なる事業規模 の拡大が見込まれるなか、取締役会が、適正な事業 管理を行うにあたり、同氏が持つ財務・会計に関す る相当程度の知見が必要であると判断したため、候 補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照ら して、当社の業務執行者に対しても独立した立場か ら経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外 取締役候補者とするものです。

同氏が社員を務める税理士法人常山総合会計事務 所及び監督役員を務めるトップリート投資法人と当 社とは取引関係はありません。

取締役在任年数: 4年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年10月 辻監査法人(後のみすず監査法人) 入所

昭和55年9月 武蔵監査法人(現:新日本有限責任

監査法人)入所 昭和57年3月 常山公認会計十事務所開業

常山公認会計士事務所所長就任(現任)

常山邦雄税理十事務所開業 昭和63年4月 常山邦雄税理士事務所所長就任

平成17年10月 トップリート投資法人監督役員就任 (現任)

平成24年3月 税理士法人常山総合会計事務所設立

社員就任 (現任)

平成24年6月 当社取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由:

岡田 重俊 氏は、企業における経営及び実務に関する豊富な経験に基づき、当社の従来の枠組みにとらわれることのない実践的な視点から当社取締役会において適切な提言を行い、適切な意思決定及び経営監督に貢献いただいております。当社が中期経営計画において重点事業として位置づける自動車関連事業分野においても、客観的かつ専門的な視点から貢献いただけると判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

取締役在任年数: 3年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 本田技研工業株式会社入社

平成 7 年10月 Honda of the UK Manufacturing Ltd. 品質管理部部長

平成11年6月 本田技研工業株式会社

部品事業本部品質保証室室長

平成14年3月 本田技研工業株式会社退職 平成14年4月 日信工業株式会社入社

平成14年6月 同社取締役

平成18年4月 同社取締役常務執行役員生産本部長 兼東アジア地域本部長

平成19年4月 同社取締役専務執行役員経営管理本

部長兼米欧州地域本部長 平成21年6月 同社取締役退任・同社顧問就任

平成22年4月 日信工業株式会社退職

平成25年6月 当社取締役(現任)

# 候補者番号 再任 社外 独立

やま した **山 下**  淳

昭和33年3月5日生 所有する当社株式数:0株

## 社外取締役候補者とした理由:

山下 淳氏は、弁護士として企業法務分野に造詣が深く、豊富な実務経験と幅広い知識を持ち、当社取締役会において、的確かつ重要な提言を行い、当社経営の透明性、公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。今後、中期経営計画の進展に基づき、当社の更なる事業規模の拡大が見込まれるなか、当社のコーポレート・ガバナンスの向上、適正な事業運営にあたり、今後も取締役会におい確正な事業運営にあたり、今後も取締役会におい確なにが有する法務分野における知見に基づく的確な提言を行っていただくことが必要であると判断しため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

取締役在任年数:1年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年 4 月 第二東京弁護士会登録

昭和63年 4 月 田中・高橋法律事務所入所

平成 9 年 1 月 同事務所パートナー弁護士就任

平成13年5月 田中・秋田法律事務所

(現・クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業)入所

同事務所パートナー弁護士就任 23年 5 日、K&L Gatos外国法共同事業法律事

平成 23年 5 月 K&L Gates外国法共同事業法律事務 所入所

同事務所パートナー弁護士就任

平成 26年 10月 ゾンデルホフ&アインゼル法律特許 事務所入所

同事務所パートナー弁護士就任(現任)

平成27年6月 当社取締役(現任)

新任 候補者番号 社外 独立

しの 篠

しゅう いち 秀·

昭和24年12月1日牛 所有する当社株式数:0株

#### 社外取締役候補者とした理由:

篠 秀一 氏は、今後、当社の中期経営計画の進展 に伴い、当社の事業規模のグローバルな拡大が見込 まれるなか、企業における豊富な経営、監査監督及 び実務に関する幅広い知見と経験を有することから、 経営の透明性の確保、当社に求められるコーポレー ト・ガバナンスのさらなる向上など、事業分野及び コーポレートファイナンス全般にわたる適正な管理 に向け、客観的かつ専門的な視点から貢献いただけ るものと判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照ら して、当社の業務執行者に対しても独立した立場か ら経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外 取締役候補者とするものです。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 4 月 川一證券株式会社入社

昭和60年 5 月 株式会社日本インベスターズサービス (現株式会社格付投資情報センター) 出向

格付第一部主席アナリスト

昭和62年9月 山一證券復帰、引受企画部総務課長 平成5年5月 山一證券株式会社大阪証券引受部長 平成10年4月

積水化学工業株式会社入社 総務部、財務部、広報部など担当

平成14年3月 同社コーポレートコミュニケーション部 IRグループ長

平成20年3月 平成22年6月

同社コーポレートコミュニケーション部長 同社常勤監査役就任、

積水樹脂株式会社社外監査役並びに 株式会社積水工機製作所社外監査役就任

(以上全て平成26年6月退任) アルメタックス株式会社社外監査役就任 (平成24年6月退任)

平成26年7月 積水化学工業株式会社顧問、

セキスイ保険サービス株式会社監査役就任

(以上全て平成27年6月退任)

平成 27年 6 月 株式会社ギガプライズ社外取締役就任(現任)

<社会活動歴>

平成24年1月

公益社団法人日本監査役協会 海外監査研究会委員として「海外監査マニュアル」 を策定(平成25年7月まで)

- (注) 1. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者 常山邦雄、岡田重俊、山下淳、篠秀一の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者 であります。

- 3. 当社の社外取締役としての独立性要件を充足する候補者は、以下の各項目に該当する者となります。
  - ① 現在又は過去に当社又は当社の連結子会社において 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員又は使用人でなく、過去においても当社の取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員又は使用人であったことがないこと。
  - ② 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の大株主(総議決権の10%以上の株式を実質的に保有する株主)又はその2親等以内の親族でないこと。当該大株主が法人の場合はその役職員又はその2親等以内の親族でないこと。
  - ③ 当社が大株主である法人の役職員であったことはないこと。
  - ④ 当社の主要な取引先法人(直前事業年度及び過去3事業年度における当社との取引の支払額又は受取額が、当社又は取引 先(その親会社及び重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている法人)の役職員でないこと。
  - ⑤ 当社から多額の寄付(過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額以上の金額)を受けている法人・団体等の理事その他の役職員でないこと。
  - ⑥ 当社との間で、取締役・監査役・執行役又は執行役員を相互に派遣していないこと。
  - ② 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の現任会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は従業員であったことがないこと。
  - ⑧ 当社から役員報酬以外に、多額の金銭(過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えること)その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
  - ⑨ 当社の取締役・執行役及び部長職以上の幹部職使用人の配偶者、2親等内の親族、同居の親族又は生計を一にする者ではないこと。
  - ⑩ 当社の大株主が、過去又は現在において株主提案によって社外取締役候補者として指名した者でないこと。
  - ⑪ 再選された場合に社外取締役の在任期間が、原則として連続6年以上となる候補者でないこと。
- 4. 取締役候補者 常山邦雄、岡田重俊、山下淳の各氏は東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
- 5. 取締役候補者 篠秀一 氏は東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員届出書を提出する予定であります。
- 6. 当社において、平成27年8月21日開催の臨時株主総会に関連してなされた、株主提案に反対する趣旨の「自生会 従業員一同」名義での声明文の公表に際し、一部の執行役及び従業員によるコンプライアンス上不適切な対応があったことを当社が認識できなかったという事態が生じました。

社外取締役候補者 常山邦雄、岡田重俊、山下淳の各氏は、各氏が委員を務める監査委員会において、当社と利害関係を有しない外部専門家に調査を依頼することが適切であると判断し、平成27年9月10日に社外調査委員会を設置することを決定し、この声明文の作成・公表についての調査を同委員会に委託いたしました。

さらに各氏は日本取引所自主規制法人と連絡を取り、日常の相互監視に加え、執行役のコンプライアンスに関する適切な判断やその他役職員への指導も含めた監視・監督体制の強化を提言し、さらに、内部通報システムの運用ルールの変更を伴う自 浄作用の促進等を監査委員として提言しました。

## 第2号議案 補欠社外取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、第1号議案が原案どおり承認可 決された場合の常山邦雄氏、岡田重俊氏、山下淳氏又は篠秀一氏の補欠の社外取締役として、あ らかじめ補欠の社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、指名委員会の決定に基づくものであります。

補欠社外取締役候補者は、次のとおりであります。

社外 独立 六車 明

昭和27年6月9日牛 所有する当社株式数:0株

#### 補欠社外取締役候補者とした理由:

六車 明氏は、裁判官・弁護士として法曹界における豊富な実務経験と幅広い知識を持ち、今後、中期経営計画の進展に伴い、当社の事業規模の拡大が見込まれ、取締役会が、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの向上が求められるなか、適正な事業管理を行うにあたり、同氏が持つ法務分野における知見が必要であると判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、補欠社外取締役候補者とするものです。

同氏は、法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、「取締役選任議案」が原案どおり承認・可決された場合の、常山 邦雄 氏、岡田重俊 氏、山下 淳 氏又は 篠 秀一 氏の補欠の社外取締役候補者とするものです。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 東京地方裁判所判事補 昭和57年4月 高松家庭裁判所判事補 昭和60年4月 法務省検事局付検事 平成元年4月 東京地方裁判所判事 平成3年4月 仙台地方裁判所判事

平成 7 年 4 月 東京高等裁判所判事職務代行

平成 9 年 4 月 東京高等裁判所判事

平成10年4月 総理府公害等調整委員会事務局審査官

平成11年3月 東京高等裁判所判事

平成11年4月 慶應義塾大学法学部助教授

平成14年 4 月 慶應義塾大学法学部教授 平成16年 4 月 慶應義塾大学法科大学院

法務研究科教授(現任)

平成26年 1 月 第二東京弁護士会登録

<社会活動歴>

平成14年10月 法務省政策評価懇談会委員 (平成26年3月まで)

平成21年12月 独立行政法人環境再生保全機構契約

監視委員会委員

(平成27年11月まで)

- (注) 1. 六車明 氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 六車明 氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の資格を有しております。
  - 3. 六車明 氏は、東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たして おり、就任された後、同取引所に独立役員届出書を提出する予定であります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 11インターネットによる議決権行使について

(1)インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する 以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことに よってのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時まで は取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます)

スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



## 議決権行使ウェブサイト http://www.evote.jp/

- (2)議決権行使書用紙に記載された「ログイン I D」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
- (3)郵送とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主様のご 負担となります。
- (5)インターネットによる議決権の行使は、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

## 2パスワードの取り扱い

- (1)株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2)パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

## 3 お問合せ先

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ (ヘルプデスク)

**■ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部** 

[電話] 0120-173-027 (通話料無料) [受付時間] 9:00 ~ 21:00

## 機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

## 株主総会会場のご案内

会 場/大阪市淀川区木川東四丁目11番3号 当社 本店5階会議室 電話 06-6303-1300

交通機関/地下鉄 御堂筋線 西中島南方駅 1番出口より 徒歩約10分 阪急電鉄 京都線 南方駅 西改札口より 徒歩約12分 地下鉄 御堂筋線 新大阪駅 7番出口より 徒歩約15分 JR 東海道線・新幹線 新大阪駅 1階中央口より 徒歩約15分 ※徒歩でご来場の場合、御堂筋線 西中島南方駅からのご利用が便利です。





